

◎新潟県告示第859号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)－1－ベンゾイル－N，N－ジエチル－6－メチル－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド（通称名：1Bz－LSD）及びその塩類
- (2) tert－ブチル 3－[2－（ジメチルアミノ）エチル] インドール－1－カルボキシレート（通称名：NBoc－DMT、NB－DMT）及びその塩類
- (3) (4S，5S)－5－（4－フルオロフェニル）－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン、(4R，5R)－5－（4－フルオロフェニル）－4－メチル－4，5－ジヒドロオキサゾール－2－アミン（通称名：4F－4－MAR、4－fluoro－4－Methylaminorex、para－fluoro－4－methylaminorex、4F－MAR、4－FPO）及びそれらの塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和7年9月8日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。